伊豆高原十字の園ホームヘルパーステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人十字の園が開設する伊豆高原十字の園ホームヘルパーステーション (以下「事業所」という。)が行う日常生活支援総合事業訪問介護の事業(以下「事業」 という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所 の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、適正な 日常生活支援総合事業訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力 に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生 活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な 連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 (1)名 称 伊豆高原十字の園ホームヘルパーステーション
 - (2) 所在地 伊東市八幡野1028番地の4

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1)管理者 介護福祉士 1人 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) サービス提供責任者 1人以上

常勤の訪問介護員等のうち、利用者(前3月の平均値(新規指定の場合は推定)が40人又はその端数を増す毎に1人以上のものを配置するものとし、事業所に対する日常生活支援総合事業訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防ケアマネジメント・支援計画の作成等を行う。

- (3)訪問介護員等 3人以上訪問介護員等は、日常生活支援総合事業訪問介護の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1人(常勤兼務)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - (3) サービス提供時間 午前 0 時から午後 12 時までとする。
 - (4) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

- 第6条 日常生活支援総合事業訪問介護の内容は次のとおりとし、日常生活支援総合事業 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法第115条-45-3第2項の規定によ り伊東市が定める額に各利用者の負担割合を乗じた額とする。
 - (1)身体介護 (訪問型サービス A は対応不可)
 - (2) 生活援助
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う日常生活支援総合事業訪問介護に要した交 通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収 する。
 - (1)通常の事業の実施地域を越えてから片道10キロメートル未満 500円/片道
 - (2) 通常の事業の実施地域を越えてから片道10キロメートル以上 1.000円/片道
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明 をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、伊東市、東伊豆町、伊豆市のうちの旧中伊豆町、河津町の区域とする。

(外出等においてはその限りではない。)

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、日常生活支援総合事業訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(虐待の防止)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

- 第10条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、実務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後1か月以内
 - (2)継続研修 年4回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、 平成29年 4月 1日から施行する。

この規定は、 平成30年 4月 1日改訂施行する。

この規定は、 2023年 3月 1日改訂施行する。